令和４年度　第２回猪名川町部落差別の解消の推進に関する条例検討委員会

（概要）

日 時　令和４年８月２３日（火）

午後５時３０分～

場　所 猪名川町役場第２庁舎２階

委員会室

委員全員出席

１　開　会

本日は、さらに一歩前に進め各地の特徴的な条例を参考に猪名川町の実情に応じた、条例案を協議できればと思う。

２　報告事項

　・人権意識調査アンケート結果について

今年の6月に2,000名を抽出し実施。前回は平成27年度、前々回は平成21年度に実施しており意識の変化を中心に説明した。全体としては、人権については解消に向けての回答が増えているように感じるが、回答率が前回調査より低くなっており、人権に対する関心が高い層の回答者が多かったものと推測される。設問によって、年齢別のデータを示したほうが傾向を読み取れる。回答率も年代別に出せば、多様な情報が読み取れる。

「どちらともいえない」との回答は、こういうふうに答えざるをえないような、情報量が少ないということも想定されるので、啓発や教育をどのように行うかという分析を正確にしていかなければならない。

部落問題については、4人ないしは5人がここ5年くらいで差別的な発言を聞いていると回答している。猪名川町でもそのような発言があるというのが現実である。また、部落問題の解決について、解決に向けて努力するという人が増えているが、「寝た子を起こすな」や「自然解消を求める」のような意見も増えている。

・刑法の改正について　資料1

・障害者差別解消法について　資料2

・ヘイトスピーチ解消のための法律について　資料3

３　協議事項

・湯浅町の条例について　資料4

湯浅町は、町民救済の観点からモニタリングに関することを条例の中に入れているのが特徴で、差別行為の情報提供・調査を行う。それから差別行為者への指導助言命令及び名前の公表を行うことなど参考になる。さらには、被差別者の支援救済、秘密保持などについての規定を行っているところが特徴的。

インターネットにおける差別表現の削除基準を設ける必要がある。

不適切表現の削除手続きは個人でもできる。行政が、一括して削除要請するのではなくて気が付いた住民が削除できる仕組みづくりが必要。

条例化に関して、町が住民を守るために、どこまで関与するか大事なポイントになる。

町の支援も、条例の議論の中に入れていく必要がある。

・各市町村の条例案比較について　資料5

他市条例では部落差別解消法で定める「相談・教育・調査」に加え「計画」が入っているところもある。その他、差別をされた場合の「救済」も重要である。

湯浅町の被差別者の支援・救済の例から、「被差別者を守る」ことを条例に明記すべき。

町が被差別者の立場に立って、支援や救済をすることを条例に明記し、差別の事例があれば、町長に申し述べることができることは、非常に大きな希望を持って、この町で暮らしていきたいと思うことができる。

法律用語は、難しいが、人権は小中学校の児童生徒も関係してくるのでわかりやすい表現が望ましい。条例は決まった表現があり、条例とは別に解説書が必要。

条例化するために「目的」と「定義」は非常に大事であり、条例の項目として、「定義」と「基本方針、基本計画等」それから、「被差別者の権利を守る」の３点は議論に入れたい。

「差別の定義」は必要。結婚や就職、ネットにおいて被差別部落出身であること、或いはどこかの地区が同和地区であることを公表する、暴くという行為などが今の差別の特徴である。

条例とともに、基本方針と基本計画も重要。

次回、事務局でたたき台を示す。条例はシンプルな形でまとめ、その他規則や要綱でより具体的な内容を網羅していく。また、行動計画や運用規定とか、或いは教育における、学校で学習の系統化であるとか、そういったものを別途設けることとする。

４　その他

次回の開催日時について

５　閉　会